

平成 26 年度第 9 回企業向け人権啓発講座（京都市主催・中小企業庁委託事業）

障害（バリア）のない社会への企業の責任 ～障害者差別解消法と京都府条例が企業に求めること～

参加費無料

内 容

「平成 25 年度版障害者白書」によると、国民の約 6 パーセント、つまり、少なくとも 17 人に 1 人は、何らかの障害のある人となります。しかし、職場やお店、更には電車やバスなどの交通機関においても、設備あるいは人の意識や行動の面で、障害のある方への合理的な配慮が十分できていると言えるでしょうか。社会にはどのような障害（バリア）があり、障害のある方々が分け隔てられているのでしょうか。

この分野の研究に著名な講師からの講演と、本講座初の試みとして、障害のある方々による寸劇の実演を通じて、法令遵守と共に、企業が持つべき視点と取り組むべき課題について考える機会とします。

講 師 松波 めぐみ（（公財）世界人権問題研究センター専任研究員）

2008 年 3 月、大阪大学人間科学研究科博士後期課程単位取得退学。

2008 年 4 月より現職。大阪市立大学、京都精華大学ほかで非常勤講師。

編著書『人権教育総合年表』明石書店、共著『ジェンダーの視点から学ぶ教育の現在』解放出版社ほか多数。



寸 劇 障害のある方々の劇団サークルの皆さん

京都市内及び近郊等にお住まいの障害のある方々が参加されている有志の劇団サークルです。実体験に基づいた内容などを寸劇の手法を通じて、分かりやすく説明されます。



日 時 平成 27 年 1 月 22 日（木）14:00～16:30

会 場 京都市国際交流会館 イベントホール（左京区栗田口鳥居町 2 番地の 1）

対象者 京都市内の企業の経営者層、総務・人事責任者、人権研修推進者等

< 交通アクセス >

- ・地下鉄「蹴上駅」下車 徒歩 6 分
- ・市バス「岡崎公園 美術館・平安神宮前」

下車徒歩約 10 分

御来場の際は、公共交通機関を御利用ください。
（駐車場を必要とされる方は事前にお問い合わせください。）



【申込期間】平成 26 年 11 月 17 日（月）～平成 27 年 1 月 15 日（木） 先着 200 名】

裏面の*申込書を、FAXによりお送りください。（*ホームページからダウンロード可）

< お問合せ >

京都市文化市民局市民生活部人権文化推進課（企業啓発担当）

電話（075）366-0322（平日の午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分）

*ホームページ「京都市：トップページ（<http://www.city.kyoto.lg.jp/>）又は左記名称で検索」から画面上部「暮らしの情報」→画面左下部「人権・企業啓発」→「企業向け人権啓発講座」を御覧ください。